

市民協働のまちづくり 推進プラン(案)

人と人がつながって みんなでつくろう長岡京

平成28年1月

長岡京市

目 次

第1章 計画の策定

1. 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 推進プランの位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3. 協働の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4. 協働によるまちづくりの必要性とうまれる効果	3
5. これまでの推進状況・・・・・・・・・・・・・・・・	3
6. 長岡京市における現状・・・・・・・・・・・・・・・・	4
7. 課題～これまでの取り組みやアンケート、ワーク	6
8. 長岡京市第4次総合計画 基本計画	7

第2章 推進プランの基本方針、目標、体系

1. 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
2. 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
3. 進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
4. 目標設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
5. 推進プラン体系図・・・・・・・・・・・・・・・・	10

第3章 推進プラン実施計画

1. 年度別実施計画・・・・・・・・・・・・・・・・	11
----------------------------	----

資料

■長岡京市市民参画協働懇話会設置要綱	24
■長岡京市市民参画協働懇話会委員名簿	25
■長岡京市市民参画協働推進本部設置要綱	26
■プラン策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・	28

第1章 計画の策定

1. 策定の趣旨

少子・高齢化と人口減少が、喫緊の社会的な課題となるなか、地域を取り巻く環境や価値観も多様化しています。複雑化・高度化する行政需要への対応や、複雑に絡みあう課題に対応するため、横のつながりを意識した多様な主体の協働によるまちづくりの推進がもとめられています。

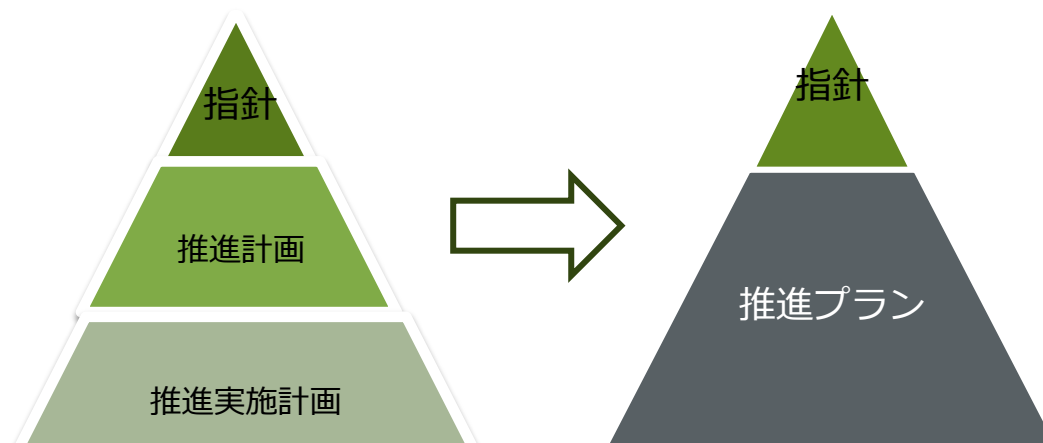
長岡京市では、平成 18 年度からの「長岡京市第 3 次総合計画第 2 期基本計画」において、施策の大きな柱として「市民と行政の協働によるまちづくり」を掲げました。平成 28 年度からの「長岡京市第 4 次総合」においても、「市民・団体・企業の参画と協働により」豊かでたくましい持続可能なまちを目指すことを、基本理念として掲げています。

2. 推進プランの位置付け

本市では市民協働のまちづくりを推進するにあたり、21 年度に基本的な考え方を示した「長岡京市市民協働のまちづくり指針」（以下、指針という）を策定し、22 年度には指針を計画的に進めるために「長岡京市市民協働のまちづくり推進計画」（以下、推進計画という）を策定。23 年度には推進計画を具体的に進める行動計画として「長岡京市市民協働のまちづくり推進実施計画」（以下、実施計画という）を策定し、施策の推進に努めてきました。

このたび、「推進計画」「実施計画」の計画期間の終了に伴い、推進計画と実施計画を融合した「長岡京市市民協働のまちづくり推進プラン」を策定します。

策定にあたっては、「指針」の理念に基づき、前計画である「推進計画」「推進実施計画」における基本的な考え方を継承した上で、平成 28 年度からの 5 年間に市が取り組む基本方針を明らかにするものとします。



3. 協働の定義

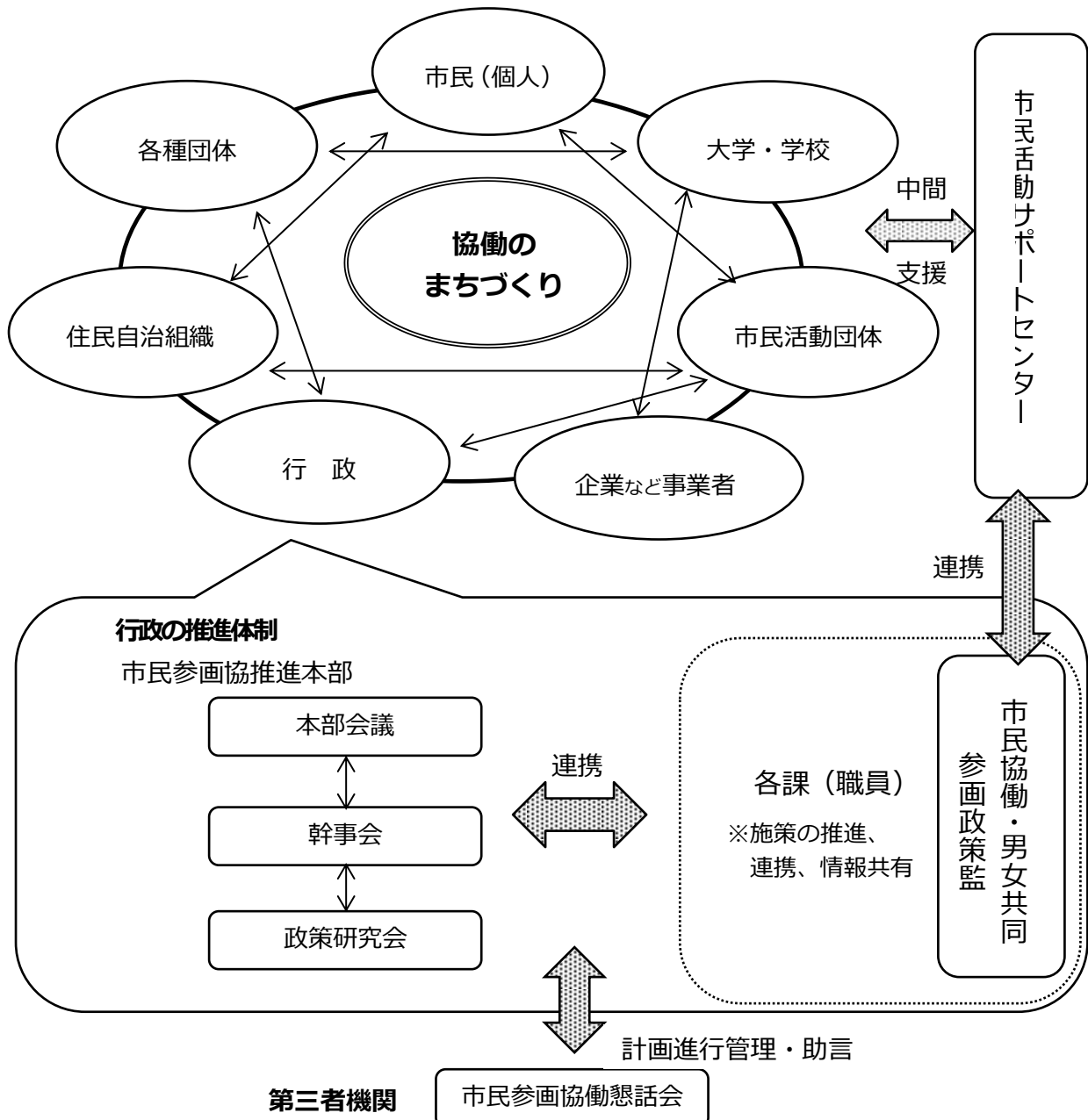
市民協働とは ～本市における協働の定義～

異なる多様な主体が、公共的な分野で共通の目的・課題に対して責任と役割分担を明確にし、連携しながら取り組むこと

（「長岡京市市民協働のまちづくり指針」より抜粋）

「協働」=同じ目的のために、力を合わせて働くこと

■異なる多様な主体の関係イメージ



4. 協働によるまちづくりの必要性とうまれる効果

■ 必 要 性

少子高齢化の進展による人口構造の変化により、高齢者が増え、働く世代や子どもは減っていくことが予想されています。また、市民の生活様式や価値観も多様化しています。

行政の財政状況は厳しさを増す一方で、求められる公共サービスは質・量とも増えていくこととなり、公平性を原則としたこれまでの画一的な行政サービスでは市民のニーズに応えていくことが困難になっています

これまでは「市民からの要望に行政が応えていく」というスタイルが一般的でしたが、これからは「市民、地域団体、市民活動団体、企業、学校、行政など多様な主体が連携しながら公共サービスの領域を広げていく」ことが求められています。

■ 効 果

各々の強みや持ち味を活かしながら、多様な主体が協働することにより、それぞれが単独で実施するよりも、効果的・効率的に事業を行うことが可能になります。

また、市民自らが主体性をもって地域課題の解決に携わることにより、地域力の向上や自治意識の高揚につながります。

5. これまでの推進状況

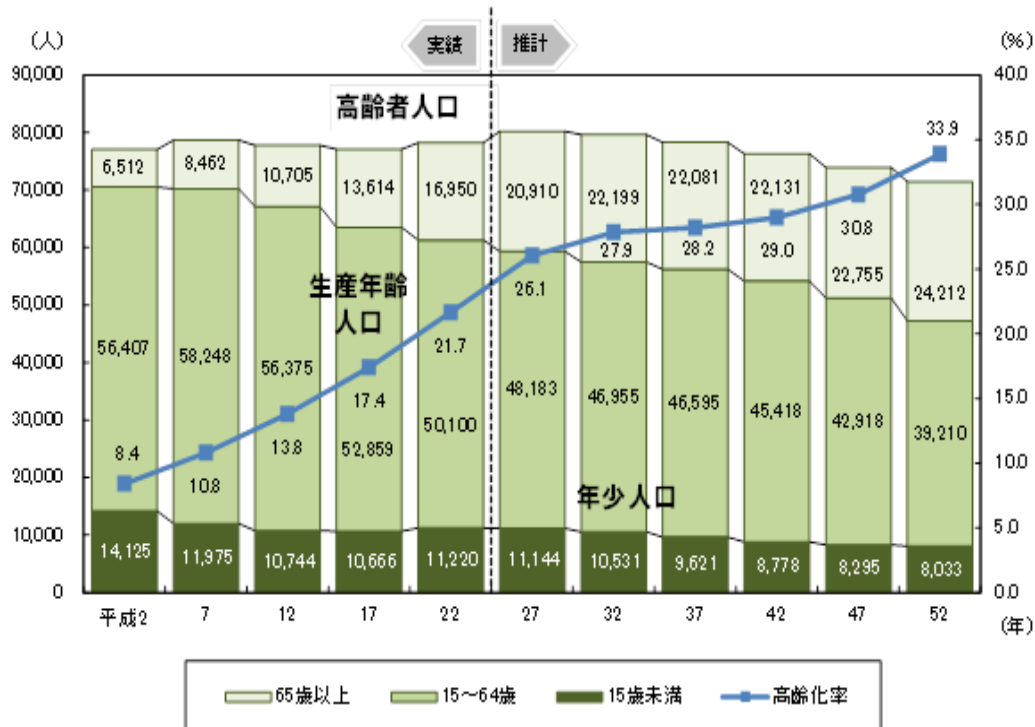
本市では推進計画、実施計画に基づき、平成 24 年度から 79 の施策に取組み、これまでの推進状況は下表のとおりとなっています。

重点項目	施策数	実施済	継続実施	一部実施	見直し・検討
協働への意識づくり	37	4	28	5	
協働への仕組みづくり	20	2	2	9	7
協働への環境づくり	14		8	4	2
協働事業の推進	8	2	6		
計	79	8	44	18	9

これまで実施してきた施策について、見直しを行い、推進プランの基本目標や推進施策を策定しました。

6. 長岡京市における現状

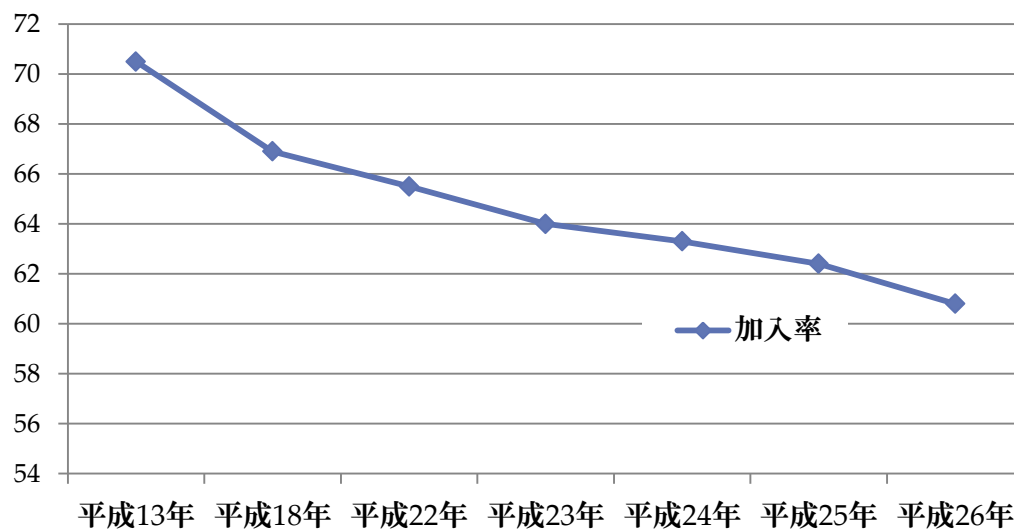
●人口構造の変化



※高齢化率は、65歳以上人口/総数×100

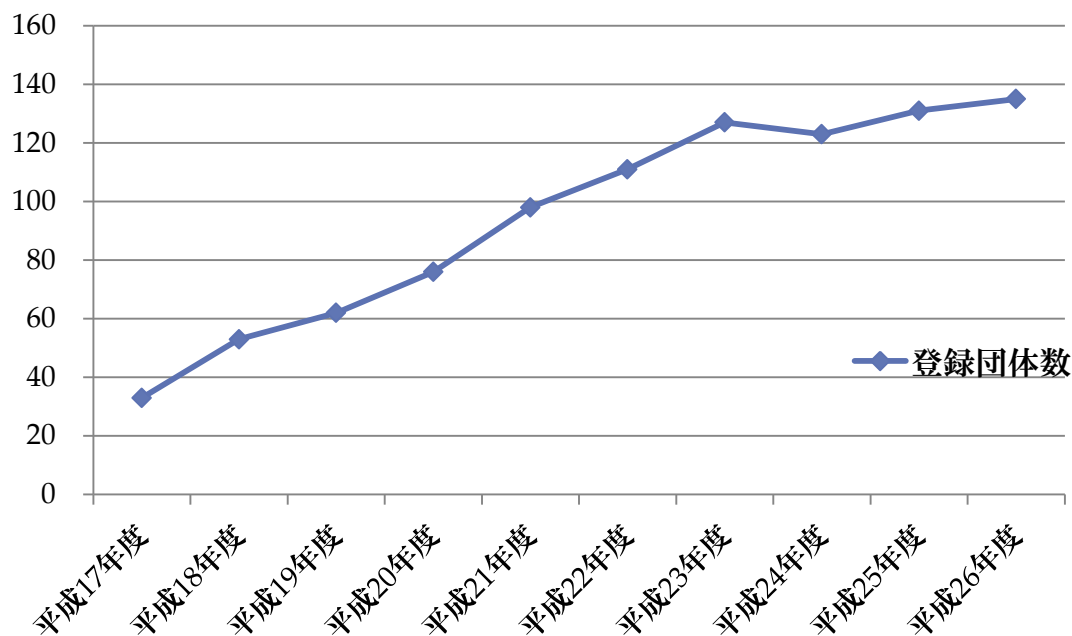
資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

●地域の動き



自治会加入世帯率

●市民活動の動き



市民活動サポートセンター登録団体数

大きな社会的課題となっている少子・高齢化と人口減少は本市においても例外ではありません。現在、本市の人口は微増していますが、今後、少子・高齢化と人口減少の傾向が予測されています。

市民アンケートの結果から、地域・団体活動の中で参加している割合が最も高いのは自治会・町内会活動です。市民の暮らしに一番身近な存在ですが、加入世帯数は年々減少する傾向があります。人口構造の変化や人口減少、自治会加入率の低下などにより、ますます人と人とのつながりが薄くなることが懸念されます。

一方、テーマ型の団体活動・ボランティア活動に参加している市民は、まだまだ多くはありませんが、市民活動サポートセンターの登録団体数は増加の傾向があります。

今後は、地域活動、市民活動、市政への市民参画を推進するとともに、自治会、地域コミュニティ協議会などの住民自治組織、住民連携組織やテーマをもって活動する市民活動団体、市民、企業、行政など多様な主体が協働・連携しながら地域の課題解決に向けた活動を活性化させていく必要があります。

7. 課題 ～これまでの取り組みやアンケート、ワークショップなどからみえるもの～

- 地域活動・市民活動への関心の薄さ
- 地域活動・市民活動への参加者を増やす取り組み
- 市施策企画立案への市民参加
- 市職員の協働についての意識・知識
- 市の協働に関する仕組みの整備
- 市民活動への支援
- 地域活動への支援

8. 長岡京市第4次総合計画 基本計画

長岡京市第4次総合計画基本計画において、以下のように市民参画協働にかかわる目標、施策を掲げています。地域活動・市民活動の活性化や市政への市民参画を推進するものです。

地域活動・市民活動

地縁型・テーマ型の多様な市民活動の中で生まれる
ふれあいと交流、協働によって、まちが元気になっている。

自治活動の促進

5年後の目標

地域住民の間に日常的な対話が増えて、つながりが生まれ、地域の課題に市民が主体的に向きあい行動している

施策の内容

市民自治浸透のため、その基礎単位である自治会活動の充実を図ります。また、校区を単位として、地縁型・テーマ型の活動間の交流や、相互補完の関係づくりを進めます

市民活動の活発化と協働の促進

5年後の目標

生活の充実につながる市民活動が活発化し、団体の活動や活動団体相互の協働がまちづくりの力になっている

施策の内容

主体的な活動を支えるため、活動の場や情報交換の機会を提供します。団体の立ち上げや活動充実に向けた相談体制の強化、ボランティア団体・人材とのマッチングなど多様な支援を行います

都市経営

挑戦する基礎自治体として、市民の信頼が厚く、対話に基づいた自律的で持続可能な行財政運営を行っている。

パートナーシップ

5年後の目標

対話を通じて、多様な主体が自立的にまちづくりに参画している。
広域的な連携のもと、充実した行政サービスが提供されている。

施策の内容

情報の共有を基本に、対話と市民参画の機会を確保し、市民や民間企業と未来について共に考え、まちづくりの道を選択しています。
災害時の相互支援の協定など、他の地方公共団体や民間企業・各種団体などとの連携関係をさらに強めていきます。

第2章 推進プランの基本方針、目標、推進施策

1. 基本目標 ～目指すべき姿と重点項目～

地域の課題を「他人事」ではなく「自分事」として捉え、課題の解決に向け手を携えて協働することにより、地域力の向上と自治意識の高揚を目指します

本プランでは指針にうたわれている、

「人と人がつながって みんなでつくろう長岡京」

実現のため、次の4つの取組みを重点項目として、それぞれの分野ごとに施策を展開します。

- I 協働への意識づくり
- II 協働への仕組みづくり
- III 協働への環境づくり
- IV 協働による地域づくり

2. 計画期間

平成28年度から平成32年度までの5カ年間

社会情勢や市民協働の推進状況等において大きな変化があれば、必要に応じて見直します。

3. 進捗管理

毎年度の進捗管理を行います

進捗管理は、市長を本部長とする長岡京市市民参画協働推進本部で行います。また、長岡京市市民参画協働懇話会に適宜報告し、市ホームページにおいて公開します。

4. 目標設定

◎地域活動への参加意欲の向上

自治会・町内会活動に「参加している」「参加していないが今後参加したい」と思う市民の割合の向上を目指します

21 年度	26 年度	31 年度
51.7%	40.3%	52%

総合計画市民アンケート
5 年に 1 回実施

◎ボランティア活動への参加率向上

テーマ型のボランティア活動など市民活動に参加している市民の割合の向上を目指します

26 年度	31 年度
9.3%	15%

地域健康福祉計画市民アンケート
5 年に 1 回実施

◎協働を理解している職員の割合の向上

「協働」について、全ての職員が、聞いたことがあり、「よく意味を知っている」「だいたい意味を知っている」ことを目指します

25 年度	27 年度	29 年度	31 年度
67.1%	—	85%	100%

市民協働職員アンケート
2 年に 1 回実施

◎審議会等への市民公募委員の参画比率向上

全ての審議会等に市民公募委員が参画することを目指します
※専門性が必要とされるなど市民公募になじまない審議会等を除く

26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
89.7%	—	95%	100%	100%	100%	100%

◎市民活動サポートセンターにおける延相談・件数

市民活動団体間や、市民活動団体と市民や多様な主体とのつながりやネットワークづくりへの支援を行い、活動の広がりを図ります

26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
51 件	—	57 件	60 件	63 件	66 件	70 件

◎地域コミュニティ協議会などの住民連携組織を全校区に設立

地域コミュニティ協議会など小学校区単位で地域課題に取り組む住民連携組織の全校区設立を目指します

27 年度	32 年度
5 校区	10 校区

5. 推進プラン施策体系図 ※推進実施計画との関連（継続・発展・新規に分類）

I 協働への意識づくり			
1	情報の発信・共有・意見交換	①市民参画協働の意義や意味の発信	継続
		②市民活動団体の活動状況等の積極的な発信	継続
		③自治会、住民連携組織の活動状況等の積極的な発信	発展
		④協働事例の発信	発展
		⑤協働事例報告会、団体活動発表会の開催	発展
		⑥「市長と語る対話のわ」の実施・積極的な広報	継続
		⑦協働に関する市民意識調査の実施	継続
2	学 習 機 会 の 充 実 (人材育成)	①市民活動、地域活動へのきっかけづくりとなる協働についての講演会などの開催	継続
		②市民参画協働の活性化に向けた人材発掘及び育成	継続
		③出前ミーティング制度の実施・積極的な広報	継続
3	市職員の協働意識の向上	①市内部における部局を越えた情報共有・連携の強化	発展
		②市職員への協働に関する研修	継続
		③市民参画協働政策研究会（協働ワーキング）の活動	継続
		④市職員の協働に関する意識調査の実施	継続
II 協働へのしくみづくり			
1	行政施策立案等への住民参加	①審議会等への市民公募委員の参画促進	発展
		②パブリックコメントの活用と推進	継続
		③市の施策がわかるようなワークショップ、説明会の開催	継続
2	協働事業の推進	①提案公募型協働事業への財政的支援	発展
		②市実施事業の委託化の検討	継続
3	協働事業の評価	①協働事業の評価システムの検討・実施	新規
III 協働への環境づくり			
1	中間支援機能の充実	①市民活動サポートセンターの中間支援機能の充実	継続
2	活動場所の充実	①市民活動オフィスフロアの利用促進	継続
		②市内空き施設、空き家の活用の検討	継続
3	活動への財政的支援	①市民活動への財政的支援	継続
		②地域活動への財政的支援	継続
IV 協働による地域づくり			
1	地域コミュニティの活性化	①地域コミュニティ協議会など住民連携組織設立への支援	継続
		②地域コミュニティ協議会など住民連携組織設立後の包括的な支援	継続
		③地域コミュニティ協議会など住民連携組織の地域間交流の実施	新規
		④地域コミュニティ協議会など住民連携組織とテーマ型市民活動団体との連携	新規

第3章 推進プランの実施計画

I 協働への意識づくり

1 情報の発信・共有・意見交換

施策番号	I-1-①	前計画との関連	継続	担当課 関連部局	市民協働・男女共同参画政策監 情報広報課
施策	市民参画協働の意義や意味の発信				
目的	協働のまちづくりに対する市民の意識向上や、市民が主体的にまちづくりへ参画するためのきっかけづくりをします。				
内容	広報長岡京、ホームページ、市民活動サポートセンターホームページにおいて定期的に情報発信を行います。また、市民協働マニュアルを積極的に広報し、必要に応じて改訂します。				
年度計画	28	29	30	31	32
	実施	実施	実施	実施	実施

施策番号	I-1-②	前計画との関連	継続	担当課 関連部局	市民協働・男女共同参画政策監 情報広報課
施策	市民活動団体の活動状況等の積極的な発信				
目的	市民活動団体が身近に感じられるよう活動状況等を発信します。				
内容	広報長岡京、市ホームページ、市民活動サポートセンターホームページやセンター内パネル展示などにおいて定期的な情報発信を行います。				
年度計画	28	29	30	31	32
	実施	実施	実施	実施	実施

施策番号	I-1-③	前計画との関連	発展	担当課 関連部局	市民協働・男女共同参画政策監 情報広報課 総務課
施策	自治会、住民連携組織の活動状況等の積極的な発信				
目的	自治会や住民連携組織への理解や積極的な参加が進むよう、活動状況等を発信します				
内容	広報長岡京、市ホームページ、地域コミュニティ協議会発行のコミュニティニュースなどを通して認知度及び理解の向上をはかります。				
年度計画	28	29	30	31	32
	実施	実施	実施	実施	実施

施 策 番 号	I - 1 - ④	前計画 との関連	発展	担当課 関連部局	市民協働・男女共同参画政策監 情報広報課
施 策	協働事例の発信				
目 的	協働の先進事例を紹介することにより、市民活動団体や地域活動団体の活動の活発化をはかります。				
内 容	市民参画協働政策研究会（協働ワーキング）が実施している協働事例紹介を事例集としてまとめ、市ホームページなどで広く発信します。				
年 度 計 画	2 8	2 9	3 0	3 1	3 2
	実施	実施	実施	実施	実施

施 策 番 号	I - 1 - ⑤	前計画 との関連	発展	担当課 関連部局	市民協働・男女共同参画政策監
施 策	協働事業報告会、団体活動発表会の開催				
目 的	協働の先進事例や活動事例を報告・発表する場を設けることにより情報やノウハウの共有をはかります。				
内 容	市民活動応援補助金交付団体活動発表会などを開催します。				
年 度 計 画	2 8	2 9	3 0	3 1	3 2
	実施	実施	実施	実施	実施

施 策 番 号	I - 1 - ⑥	前計画 との関連	継続	担当課 関連部局	情報広報課 関連する全部局
施 策	市長と語る「対話のわ」の実施・積極的な広報				
目 的	市民と市長との対話を通して、市の政策や施策、課題について意識共有をはかります。				
内 容	市長と語る「対話のわ」を通して、市の施策や政策、課題について対話する機会に市民が気軽に参画できるよう「対話のわ」の実施及び積極的な広報を行います。				
年 度 計 画	2 8	2 9	3 0	3 1	3 2
	実施	実施	実施	実施	実施

施 策 番 号	I - 1 - ⑦	前計画 との関連	継続	担当課 関連部局	市民協働・男女共同参画政策監 関連する各部局
施 策	協働に関する市民意識調査の実施				
目 的	市民参画協働に関する市民の意見及びニーズを把握し、政策、施策や事務事業の立案及び改善に反映させ、市民協働のまちづくりを推進します。				
内 容	各種アンケートを実施する際、市民参画協働に関する質問項目を盛り込みます。 ※総合計画、地域健康福祉計画策定時のアンケート（5年に1回）など				
年 度 計 画	2 8	2 9	3 0	3 1	3 2
	機会があれば 実施	機会があれば 実施	機会があれば 実施	実施	機会があれば 実施

2 学習機会の充実（人材育成）

施 策 番 号	I - 2 - ①	前計画 との関連	継続	担当課 関連部局	市民協働・男女共同参画政策監 関連する各部局
施 策	市民活動、地域活動へのきっかけづくりとなる協働についての講演会などの開催				
目 的	市民活動、地域活動への理解や関心を高める効果的な行事を開催し、活動参加のきっかけづくりを行います。				
内 容	市民活動、地域活動へのきっかけづくりとなる講演会や講座を開催します。				
年 度 計 画	2 8	2 9	3 0	3 1	3 2
	実施	実施	実施	実施	実施

施 策 番 号	I - 2 - ②	前計画 との関連	継続	担当課 関連部局	市民協働・男女共同参画政策監
施 策	市民参画協働の活性化に向けた人材発掘及び育成				
目 的	市民活動、地域活動の次世代の担い手を発掘、育成することにより協働のまちづくりを推進します。				
内 容	協働に関する啓発資料の作成・活用や研修などを実施します。				
年 度 計 画	2 8	2 9	3 0	3 1	3 2
	実施	実施	実施	実施	実施

施 策 番 号	I - 2 - ③	前計画 との関連	継続	担当課 関連部局	情報広報課 関連する全部局
施 策	出前ミーティング制度の実施・広報				
目 的	市民が市政に関して知りたいことや聞きたいことなどを気軽に学べる機会を提供します。				
内 容	市職員が市民の希望に基づいて出向き、市政に関する情報を分かりやすく説明するとともに、質疑や意見交換などを行う出前ミーティング制度を実施します。 また、より多くの市民が利用できるよう市広報紙、市ホームページで広く広報します。				
年 度 計 画	2 8	2 9	3 0	3 1	3 2
	実施	実施	実施	実施	実施

3 市職員の協働意識の向上

施 策 番 号	I - 3 - ①	前計画 との関連	発展	担当課 関連部局	市民協働・男女共同参画政策監
施 策	市内部における部局を越えた情報共有・連携の強化				
目 的	協働事業が円滑に推進できるよう部局間相互の情報共有を密にします。				
内 容	市民参画協働推進本部会議や協働ワーキング、住民自治にかかわる事務担当者会合など部局横断的な情報共有を定期的に行います。				
年 度 計 画	2 8	2 9	3 0	3 1	3 2
	実施	実施	実施	実施	実施

施 策 番 号	I - 3 - ②	前計画 との関連	継続	担当課 関連部局	市民協働・男女共同参画政策監 職員課
施 策	市職員への協働に関する研修				
目 的	市職員の市民参画協働に対する見識を深め、協働事業の推進に努めます。				
内 容	キャリア別に協働に関する研修を行います。				
年 度 計 画	2 8	2 9	3 0	3 1	3 2
	実施	実施	実施	実施	実施

施 策 番 号	I - 3 - ③	前計画 との関連	継続	担当課 関連部局	市民協働・男女共同参画政策監
施 策	市民参画協働政策研究会（協働ワーキング）の活動				
目 的	市民参画協働の推進に必要な実務的事項の調査・研究を行います。				
内 容	市民参画協働に関する施策の研究や、市職員の協働意識の向上についての取組みを行います。				
年 度 計 画	2 8	2 9	3 0	3 1	3 2
	実施	実施	実施	実施	実施

施 策 番 号	I - 3 - ④	前計画 との関連	継続	担当課 関連部局	市民協働・男女共同参画政策監 職員課
施 策	市職員の協働に関する意識調査の実施				
目 的	市職員の協働に関する意識を調査するとともに、定期的に調査を実施することにより意識づけをはかります。				
内 容	市職員への意識調査を隔年で行います。				
年 度 計 画	2 8	2 9	3 0	3 1	3 2
		実施		実施	

Ⅱ 協働へのしくみづくり

1 行政施策立案等への市民参加

施 策 番 号	Ⅱ－１－①	前計画 との関連	発展	担当課 関連部局	市民協働・男女共同参画政策監 審議会等を所管する全部局
施 策	審議会等への市民公募委員の参加促進				
目 的	市の政策形成過程に市民の意見を反映させ、協働による市政運営に努めます。				
内 容	「審議会等の市民公募委員候補者名簿登録制度」の運用や、市広報紙や市ホームページを通じた個別案件ごとの募集を行います。				
年 度 計 画	2 8	2 9	3 0	3 1	3 2
	実施	実施	実施	実施	実施

施 策 番 号	Ⅱ－１－②	前計画 との関連	継続	担当課 関連部局	パブリックコメントを実施する全部局
施 策	パブリックコメント制度の活用と推進				
目 的	市の基本的な計画や施策等を決める時に、その案を公表し、広くご意見を募ることにより、幅広い市民の意見を聴取・反映できるよう努めます。				
内 容	パブリックコメントをしやすいような概略資料の作成に努めます。 また、必要に応じパブリックコメント運用マニュアルの見直しを行います。				
年 度 計 画	2 8	2 9	3 0	3 1	3 2
	実施	実施	実施	実施	実施

施 策 番 号	Ⅱ－１－③	前計画 との関連	継続	担当課 関連部局	関連する各部局
施 策	市の施策がわかるようなワークショップ、説明会の開催				
目 的	市の政策形成過程に市民が気軽に参加できる機会をつくります。				
内 容	市民に直接関係する施策について積極的に説明会やワークショップを開催します。				
年 度 計 画	2 8	2 9	3 0	3 1	3 2
	実施	実施	実施	実施	実施

2 協働事業の推進

施策番号	Ⅱ－２－①	前計画との関連	発展	担当課 関連部局	市民協働・男女共同参画政策監
施策	提案公募型協働事業への財政的支援				
目的	市が課題とするテーマについて市民活動団体等より提案を募り、選定した協働事業に補助金を交付することにより、協働事業の推進を図ります。				
内容	平成 27 年度に創設した市民活動応援補助金＜提案公募型協働事業コース＞を継続実施します。また、必要に応じて適宜見直しを行います。				
年度計画	28	29	30	31	32
	実施	実施	実施	実施	実施

施策番号	Ⅱ－２－②	前計画との関連	継続	担当課 関連部局	市民協働・男女共同参画政策監 各部局
施策	市実施事業の委託化の検討				
目的	市が実施する事業のうち、専門性、先駆性、柔軟性など協働の担い手の特性や能力を活かすことで有効性や効率性が向上すると認められる事業について、委託化の検討・推進を行い、より効果的な事業実施を目指します。				
内容	事務事業点検時及び協働事業点検時に委託化への可能性を検討します。				
年度計画	28	29	30	31	32
	実施	実施	実施	実施	実施

3 協働事業の評価

施策番号	Ⅱ－３－①	前計画との関連	新規	担当課 関連部局	市民協働・男女共同参画政策監
施策	協働事業の評価システムの検討・実施				
目的	協働事業の評価・ふりかえりを行い制度の改善に活かします。				
内容	市民活動応援補助金＜提案公募型協働事業コース＞採択事業について、交付団体と市担当課双方より評価・ふりかえりを行う機会を設けます。				
年度計画	28	29	30	31	32
	検討	実施	実施	実施	実施

Ⅲ 協働への環境づくり

1 中間支援機能の充実

施策番号	Ⅲ－１－①	前計画との関連	継続	担当課 関連部局	市民協働・男女共同参画政策監
施策	市民活動サポートセンターの中間支援機能の充実				
目的	市民活動サポートセンターの中間支援機能（コーディネート機能）の充実による市民活動の活性化及び市民活動と地域活動の連携をはかります。				
内容	市民活動団体の運営や設立に関する相談・アドバイス、市民活動団体間の交流・連携、団体活動情報や各種助成金情報の収集・発信、団体向け及びスタッフ向けのスキルアップ研修などを行います。また、市民活動と地域活動の連携に努めます。				
年度計画	28	29	30	31	32
	実施	実施	実施	実施	実施

2 活動場所の充実

施策番号	Ⅲ－２－①	前計画との関連	継続	担当課 関連部局	市民協働・男女共同参画政策監
施策	市民活動オフィスフロアの利用促進				
目的	事務ブースを運営拠点をもたない団体に貸し出すことにより活動の充実を支援します。また、利用団体間の交流により活動の活性化をはかります。				
内容	利用促進に向け、市広報紙、市ホームページでの定期的な広報を行います。また、NPO法人格取得を目指す、運営拠点をもたない団体へのPRに努めます。				
年度計画	28	29	30	31	32
	実施	実施	実施	実施	実施

施策番号	Ⅲ－２－②	前計画との関連	継続	担当課 関連部局	市民協働・男女共同参画政策監 関連する各部局
施策	市内空き施設、空き家の活用の検討				
目的	市民活動団体の運営拠点や活動場所として活用できるよう空き施設や空き家の活用方法を検討します。				
内容	市内の空き施設や空き家の活用方法を検討します。				
年度計画	28	29	30	31	32
	実施	実施	実施	実施	実施

3 活動への財政的支援

施 策 番 号	Ⅲ－３－①	前計画 との関連	継続	担当課 関連部局	市民協働・男女共同参画政策監 社会福祉課 文化・スポーツ振興室
施 策	市民活動への財政的支援				
目 的	市民活動団体が自立して活動するための支援のひとつとして、市民活動応援補助金制度などの財政支援制度を活用します。				
内 容	市民活動応援補助金、民間社会福祉活動助成金、文化奨励事業補助金など財政支援度の適切な運用をはかります。また、必要に応じて見直しをはかります。				
年 度 計 画	2 8	2 9	3 0	3 1	3 2
	実施	実施	実施	実施	実施

施 策 番 号	Ⅲ－３－②	前計画 との関連	継続	担当課 関連部局	市民協働・男女共同参画政策監 関連する各部局
施 策	地域活動への財政的支援				
目 的	地域活動に関わる様々な団体へ財政的支援を行います。				
内 容	自治会、地域コミュニティ協議会など地域コミュニティ活性化に取り組む団体への財政的支援制度の適切な運用をはかります。また、必要に応じて見直しをはかります。				
年 度 計 画	2 8	2 9	3 0	3 1	3 2
	実施	実施	実施	実施	実施

IV 協働による地域づくり

1 地域コミュニティの活性化

施 策 番 号	IV-1-①	前計画 との関連	継続	担当課 関連部局	市民協働・男女共同参画政策監
施 策	地域コミュニティ協議会など住民連携組織設立への支援				
目 的	個人や自治会をはじめとする各種団体などで構成する小学校区単位の住民連携組織を設立し、さまざまな地域課題の解決に取組み、自治意識の向上を図ります。				
内 容	住民連携組織設立に向けた組織運営づくり、コミュニティ活性化計画づくりなど包括的な支援を行います。				
年 度 計 画	28	29	30	31	32
	実施	実施	実施	実施	実施

施 策 番 号	IV-1-②	前計画 との関連	継続	担当課 関連部局	市民協働・男女共同参画政策監
施 策	地域コミュニティ協議会など住民連携組織設立後の包括的な支援				
目 的	地域コミュニティ協議会など住民連携組織への支援を行い、地域コミュニティの活性化をはかります。				
内 容	防災や高齢者の見守りなど住民連携組織に共通する課題解決に向けた支援や、事務局の強化など運営体制見直しへの支援、事業計画づくりなどの支援を行います。				
年 度 計 画	28	29	30	31	32
	実施	実施	実施	実施	実施

施 策 番 号	IV-1-③	前計画 との関連	新規	担当課 関連部局	市民協働・男女共同参画政策監
施 策	地域コミュニティ協議会など住民連携組織の地域間交流の実施				
目 的	住民連携組織が抱える課題や解決への取組みを情報共有し、新たな発見や気づき、各地域での取組みの参考となる機会をつくります。				
内 容	住民連携組織の活動発表・交流会を実施します。				
年 度 計 画	28	29	30	31	32
	実施	実施	実施	実施	実施

施 策 番 号	Ⅳ－１－④	前計画 との関連	新規	担当課 関連部局	市民協働・男女共同参画政策監
施 策	地域コミュニティ協議会など住民連携組織とテーマ型市民活動団体との連携				
目 的	地域活動と市民活動、それぞれの持ち味を活かした相互補完と連携により、お互いの活動の好循環をすすめます。				
内 容	住民連携組織が取組む地域課題に対して、専門性や機動力をもつ多様な市民活動団体との連携がはかれるよう、お互いを知りあう機会をつくり、マッチングをはかります。				
年 度 計 画	2 8	2 9	3 0	3 1	3 2
	検討 モデル実施	実施	実施	実施	実施

資 料

■長岡京市市民参画協働懇話会設置要綱

(目的)

第1条 長岡京市市民参画協働懇話会（以下「懇話会」という。）は、長岡京市における市民の参画と協働を推進し、社会の公共的領域を、市民と行政がともに担う地域社会の実現に向けて、基本的な考え方やしぐみについて、外部有識者等の意見を聴取することを目的とする。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市政における市民参画協働を進めるための基本的な考え方やしぐみに関すること。
- (2) 市政における市民参画協働に関する具体的、実践的な取組みに関すること。
- (3) その他市民参画協働に関すること。

(構成等)

第3条 懇話会は、次に掲げる委員15人以内で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民活動団体関係者
- (3) 公募により選出された者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、概ね2年以内とする。ただし、再任を妨げない。なお、委員に欠員が生じた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

3 懇話会に会長を置くことができ、委員の互選により決定する。

4 前項の会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ会長が指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 懇話会の会議は、市民参画協働政策主管課の長が招集し、進行する。ただし、会長を置いたときは、会長が会議を進行する。

2 懇話会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 この要綱による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

■長岡京市市民参画協働懇話会委員名簿

(敬称略：五十音順)

役職	名前	所属
	伊藤 初枝	長岡あじわう会代表
	岩崎 義典	(社福) 長岡京市社会福祉協議会事務局長
	梶 健太	市民公募
	川瀬 裕子	ブーフーウー京都代表
	工藤 充子	(特活) ほっとスペースゆう代表
	小林 美智子	市民公募
	世良田 芳弘	(特活) 竹の学校理事
	高嶋 美穂子	長岡京市老人クラブ連合会役員
	高橋 博樹	(特活) テダス理事長
会長	谷口 知弘	同志社大学大学院総合政策科学研究科客員教授
	富岡 友美	(特活) 長岡京市民活動サポートセンター理事
	橋本 政道	長岡第三小学校区地域コミュニティ協議会会長
	山田 和美	(特活) いきいきネット代表理事
	山田 博子	長岡第九小学校区地域コミュニティ協議会事務局長
	湯川 智子	長岡京市環境の都づくり会議副代表

(平成 27 年 10 月 26 日現在。任期は平成 29 年 3 月 31 日まで)

■長岡京市市民参画協働推進本部設置要綱

（設置）

第1条 長岡京市における市民の参画と協働を推進し、社会の公共的領域を市民と行政がともに担う地域社会を実現するための施策について、総合的かつ有効的な推進を図るために、長岡京市市民参画協働推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事項等）

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）市政における市民参画協働を進めるための施策の総合的な推進に関すること。
- （2）市政における市民参画協働に関する具体的、実践的な取組に関すること。
- （3）前2号に定めるもののほか、第1条に掲げる目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 推進本部は、推進本部長（以下「本部長」という。）、推進副本部長（以下「副本部長」という。）及び委員をもって組織する。

- 2 本部長は市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

（本部長及び副本部長の職務）

第4条 本部長は、推進本部の職務を統括し、本部を代表する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、副本部長のうち副市長がその職務を代理する。

（推進本部会議）

第5条 推進本部会議は、必要に応じ本部長が招集し、本部長が議長となる。

（幹事会）

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事は、別表2に掲げる者をもって充てる。
- 3 幹事会は、市民参画協働推進にあたっての実務的事項について協議及び調整をする。
- 4 幹事会は、必要に応じ市民参画協働政策主管課長が招集し、その議長となる。
- 5 幹事会は、必要に応じて幹事以外の職員を出席させることができる。

（研究会）

第7条 推進本部に市民参画協働の推進に必要な実務的事項の調査及び研究を行うために市民参画協働政策研究会（以下「協働ワーキング」という。）を置く。

2 協働ワーキングメンバーは、公募職員の中から本部長が指名する者をもって充てる。ただし、公募職員の任期は、原則として委嘱の日から翌年度末までとする。

（事務局）

第8条 推進本部の事務局は、市民参画協働政策主管課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表1（第3条第4項関係）

理事
企画部長
総務部長
環境経済部長
健康福祉部長
建設交通部長
会計管理者
上下水道部長
議会事務局長
教育部長
監査委員事務局長

別表2（第6条第2項関係）

政策推進課長
情報広報課長
女性交流支援センター所長
総務課長
環境政策監
環境業務課長
農林振興課長
商工観光課長
健康福祉政策監
社会福祉課長
こども福祉課長
障がい福祉課長
高齢介護課長
健康推進課長
まちづくり政策監
都市計画課長
上下水道部総務課長
文化・スポーツ振興室長
生涯学習課長
中央公民館長

■プラン策定経過

開催日	内 容
平成 27 (2015) 年 2 月 5 日	市民協働のまちづくりを考えるワークショップ開催 ・ 市民、市民参画協働懇話会委員、市政策研究会委員など 29 名参加 ・ 平成 26 年度第 2 回市民参画協働懇話会と併せて開催
平成 27 (2015) 年 4 月 16 日	第 1 回市民参画協働推進本部開催
平成 27 (2015) 年 5 月 15 日	第 2 回市民参画協働推進本部開催
平成 27 (2015) 年 5 月、6 月	市民協働のまちづくりアンケート実施 ・ 市民活動団体 127 団体を対象に実施、70 団体より回答
平成 27 (2015) 年 8 月 7 日	第 1 回市民参画協働懇話会 ・ 市民協働のまちづくり推進実施計画平成 26 年度実施状況報告 ・ 市民協働のまちづくり推進プラン（案）の検討
平成 27 (2015) 年 8 月 20 日	第 3 回市民参画協働推進本部開催
平成 27 (2015) 年 11 月 18 日	市民協働のまちづくりを考えるワークショップ開催 ・ 市民協働のまちづくり推進プラン（案）について
平成 27 (2015) 年 12 月 4 日	第 2 回市民参画協働懇話会 ・ 市民協働のまちづくり推進プランのパブリックコメント案検討
平成 27 (2015) 年 12 月 18 日	第 4 回市民参画協働推進本部開催
平成 28 (2016) 年 1 月 4 日から 2 月 1 日まで	市民協働のまちづくり推進プラン（案）についてパブリックコメントを実施 ＜寄せられた意見数＞ ●名●件
平成 28 (2016) 年 2 月●日	第 3 回市民参画協働懇話会 ・ 市民協働のまちづくり推進プランの最終案確認
平成 28 (2016) 年 3 月●日	第 5 回市民参画協働推進本部開催
平成 28 (2016) 年 4 月 1 日	長岡京市市民協働のまちづくり推進プラン 施行